

医療的ケア児者の災害時の支援体制について

- ・横須賀市では、震災時にはどなたもまずは地域の市立小中学校に開設される震災時避難所に避難してもらい、体育館などでの集団生活が難しい方については、同じ学校内の空き教室などを利用し開設される一次福祉避難所に移動、さらにそれでも支援が難しい場合は、巡回する市の保健師の判断のもと、二次または三次福祉避難所に移動するスキームになっている。
- ・しかし、医療的ケアが必要な人は、在宅避難ができない場合、震災時避難所での生活が難しいことは明らか。



「個別避難計画」をあらかじめ作成し、震災時に避難する場所を決めておくことで、福祉避難所に直接避難できるようにする。

1 在宅避難する場合の検討事項

	具体的な事項	今後の取り組み
必要な物品・設備		
必要な支援		

2 個別避難計画を作成する前に必要な検討事項

災害対策基本法に定められている、個別避難計画を作成するにあたって必要な法定事項として、「災害時要援護者支援プラン」の登録情報以外に必要な事項は以下のとおり。

- (1) 避難施設その他の避難場所
- (2) 避難路
- (3) その他の避難経路に関する事項

このうち(1)と(2)については、現状で医療的ケア児者を対象にした対策がないため、具体的な検討が必要である。

	具体的な事項	今後の取り組み
避難施設・避難場所		
避難路（避難手段）		